

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 1 4 号
受 理 年 月 日	令和4年9月15日
件 名	議員報酬の支給停止・減額・返還条例の制定を求める陳情
陳情者の住所 及 び 氏 名	桐生市相生町5-385-1レオパレスアヴニール101 寺口まさのぶ
陳 情 の 要 旨	<p>過ぐる9月4日の読売新聞は67都道府県・政令市の議員報酬について、「長期欠席でも満額51議会」「減額条例必要」声も。との見出しを掲げ、地方議員が長期に欠席した場合、議員報酬を不支給にしたり減額する条例を設けているのは16議会にとどまり、51議会では全額支給する仕組みであることが分かった。専門家は「民意が反映されない期間の報酬は減額できる条例を設けておくべきだ」と改善を求めている、と報道、論評している。</p> <p>市町村議会についても長期欠席の場合は支給停止や減額を定めた条例を制定すべきであり、桐生市議会についても、抜け道を許さない条例制定を求めます。</p> <p>また万一、当選無効になった場合は報酬、期末手当、及び視察旅費等の経費について遡及して返還すると定めてください。</p>
付 託 委 員 会	総務委員会
審 査 結 果	